

各地の便り

東京都における畜産環境対策の現状と今後の対策

東京都産業労働局農林水産部農芸畜産課

1. 東京都の畜産の概況

東京都の畜産は生産と消費が一体化した形態で日本の近代化と共に発展してきた。しかし、畜産農家の戸数は、道路網の整備やコールドチェーンの発達により遠方からも畜産物の供給が可能となり、また、都市化により畜産農家が不動産賃貸業等の他業種へ転換し漸減傾向にある。

しかし、畜産農家の7割が市街化区域内に存立し、生産者の顔が見える場所で、消費者に納得のいく新鮮で高品質な畜産物の供給に貢献している。

平成11年の畜産物の生産額は47億4624万円となっており、都内農業生産額の12%を占め、野菜、花卉・植物に次ぐ東京の農業の柱となっている。

2. 畜産環境問題の発生状況

畜産環境問題の発生状況は、畜産農家が土地を売却しそれを購買した住人また、廃業した農家からも苦情が寄せられた例もあり、畜産経営を継続するには、現在、周囲に畜産環境問題がなくても必ず解決しておくべき課題となっている。

平成5年から平成12年までの家畜飼養農家戸数と問題発生農家戸数を図1に示した。家畜飼養農家戸数は漸減しているが、問題発生農家戸数は増減があり、発生率にしても2%から5.6%の間で推移している。

家畜別問題発生状況は、都内の畜産農家数のうち、乳牛は豚や鶏と比較し4倍程度の飼養戸数が存在するが、特段大きな割合を示していないので比較的問題が少ないものと思われまた、経年的な変化の傾向はなかった(図2)。平成8年からその他の原因で問題が発生しているが、これらは、家畜排せつ物を畑に放置しているものがほとんどを占めている。

原因別問題発生状況を図3に示した。平成5年から8年は水質汚濁が多かったが、平成9年から臭気発生の問題が多くなっている。害虫発生は経年的変化は一定の傾向はない。

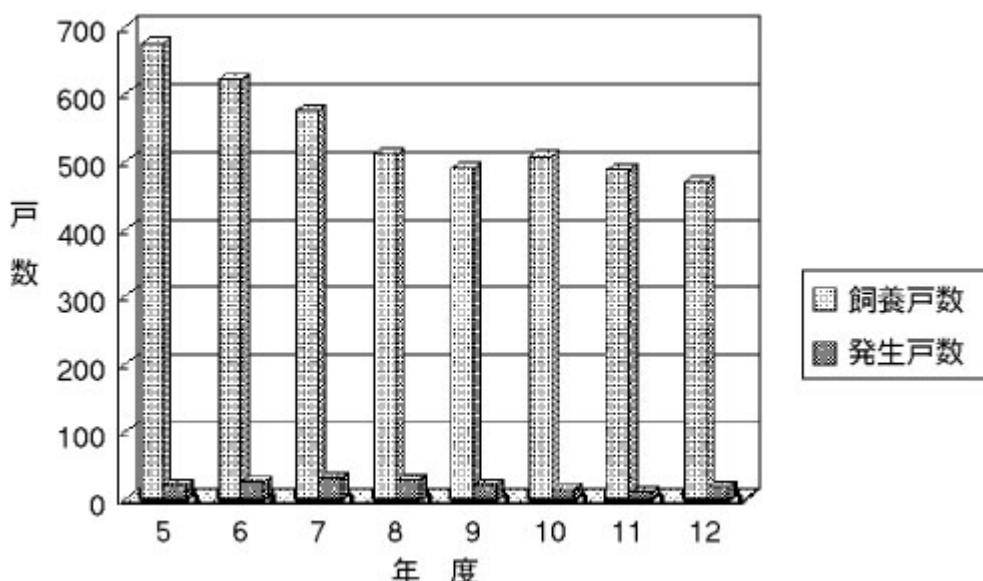
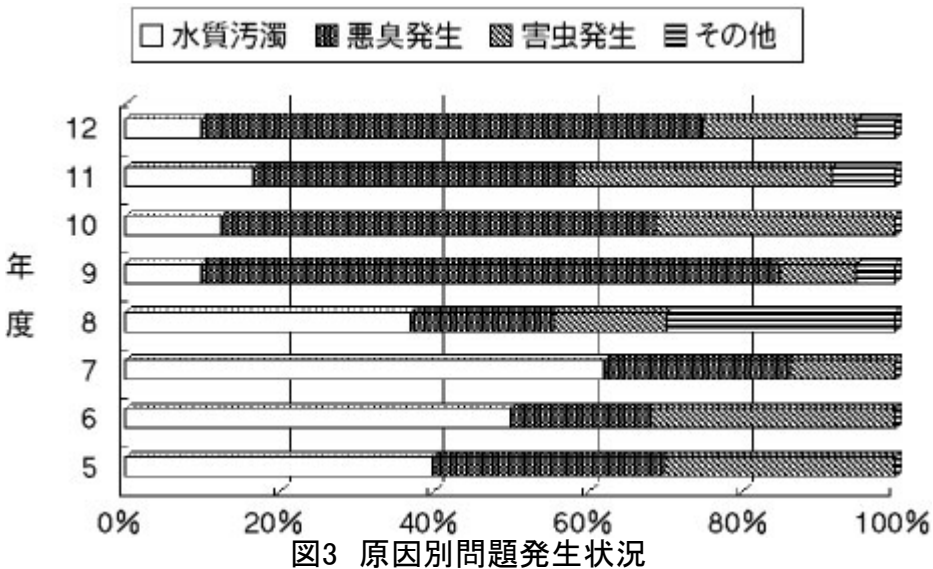
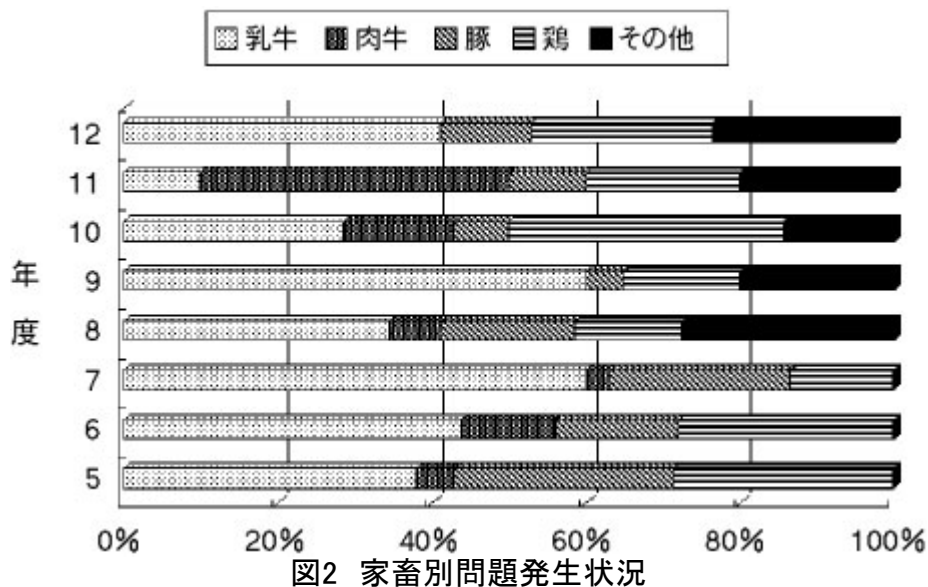


図1 家畜飼養農家戸数と問題発生農家戸数



3. 畜産環境対策の実施状況

東京都では、市街化が進行する中で以下のような畜産環境対策への取り組みを行ってきた。

(1) ソフト事業

昭和47年度から国の畜産経営環境保全対策の実施に伴い東京都の指導機関を設置し、指導方針を策定するとともに、実態調査や巡回指導を実施している。また、耕種部門でたい肥の流通を促進すべくたい肥ガイドブック等を作成し、耕畜連携を図っている。

(2) ハード事業

① 都市畜産環境整備事業(東京都単独事業)

昭和48年度より、家畜ふん尿処理施設設置促進事業を新設した。この事業は、都市化の進展の中で、畜産環境保全の機械施設を希望する区市町村を補助対象とし、家畜排せつ物の不適切な処理を解消するための施設は言うに及ばず、都市独特の機械施設も対象としているため、害虫駆除の噴霧器や、隣接家屋との間の遮蔽樹、また、環境美化ふれあい施設等も補助対象施設とし毎年環境対策施設の整備を行っている。

② 家畜糞リサイクル(国庫1/2)

循環型システム支援

都民に新鮮で安全な野菜を供給するため、化学肥料や農薬の使用を低減し環境に負荷を与えない農業を推進しており、耕種農家と連携した畜産農家集団に家畜ふん尿や生ゴミ等をたい肥

化するための処理施設の整備を行っている。

(3) 東京都有機農業堆肥センターの設置

東京都が有機農業を推進するために、畜産農家から生じる家畜排せつ物を使い、優良な堆肥を生産する実証モデルプラントを設置した(図4)。

また、都庁の食堂等から排泄される生ゴミの一時処理物を家畜ふんたい肥と混合し、たい肥化し農業試験場で栽培試験を実施し最適の配合割合を得ている(図5)。

これら生産された堆肥は、都内の有機農業を推進している農家に有償で供給している。

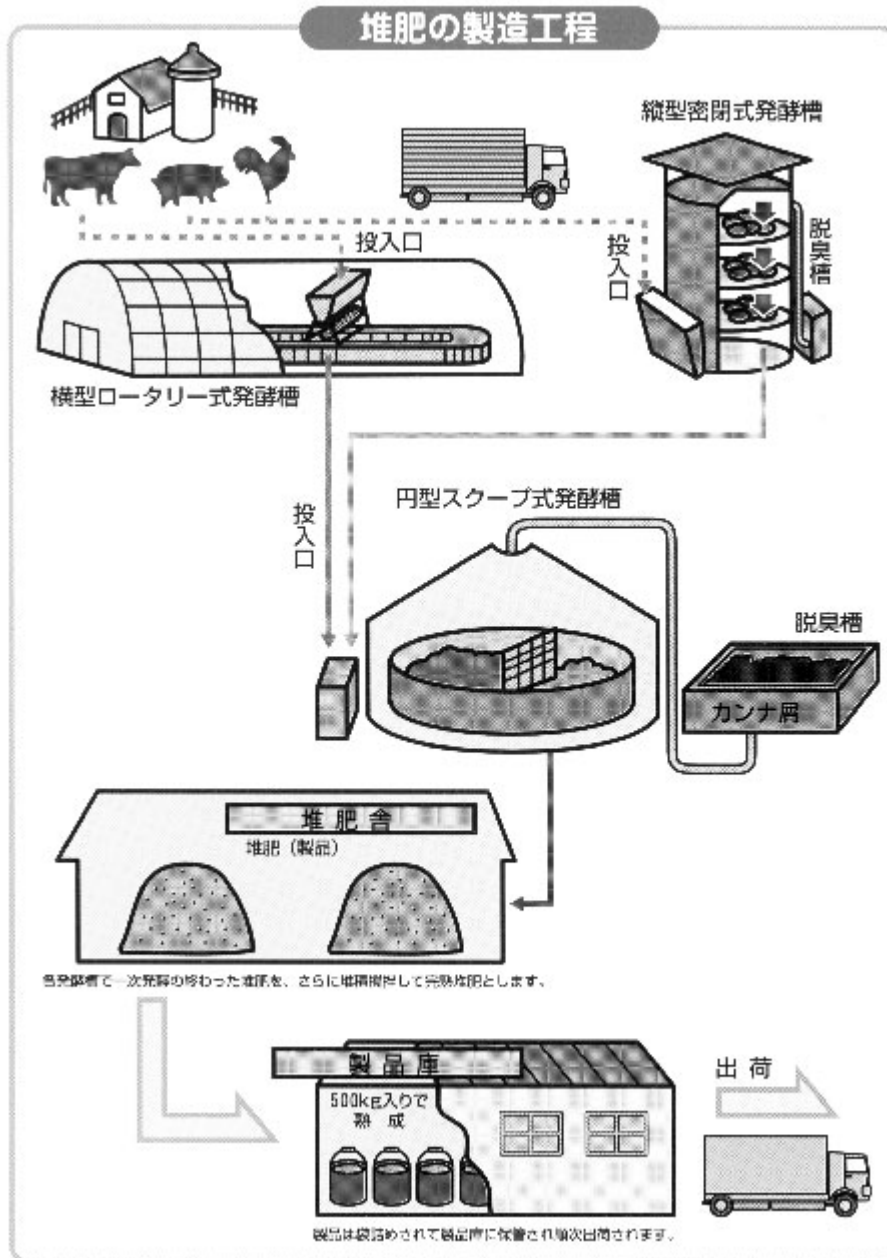


図4 たい肥の製造工程

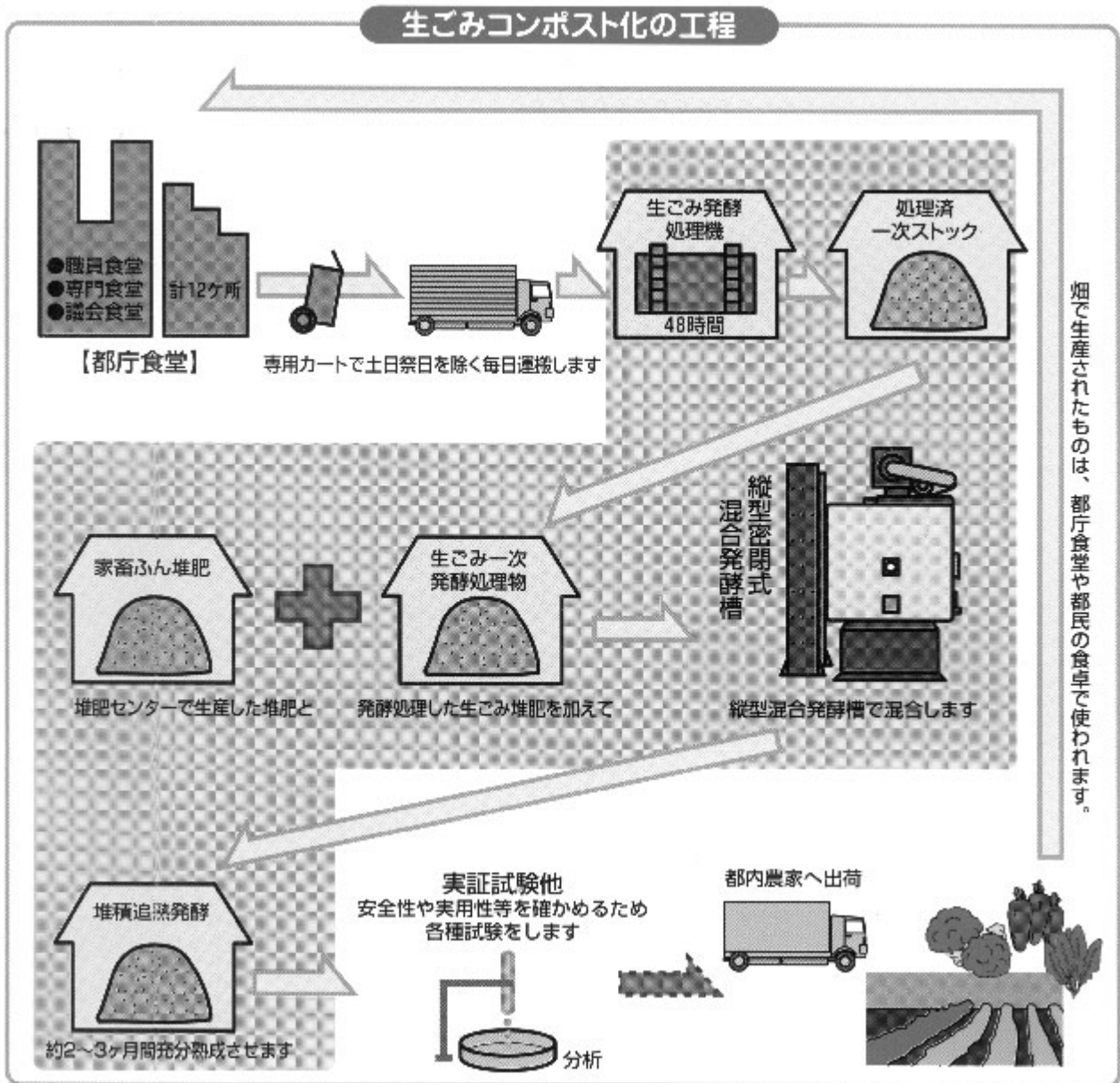


図5 生ゴミコンポスト化の工程

4. ふん尿処理施設の整備

東京都では、飼料畑や採草地等が殆ど存在しないため、スラリーの散布処理は不可能と考えており、従って豚と牛は、ふんと尿を別に処理することが望ましい。ふんは発酵施設で処理し、たい肥化し、尿や畜舎排水(液成分)は、都市の利点を生かして公共下水道が整備されている場合、放流が可能であれば下水道に接続することも良いと思われる。

表1は、東京都の家畜排せつ物法対象畜産農家の牛113戸豚14戸を区市町村の下水道管理部門に調査を行った結果である。

全体の65戸(51.2%)の畜産農家で公共下水道の配管があり、調査時点で接続が可能であった。接続が可能な畜産農家の内約半分の農家が既に接続を行っていた。公共下水道が配管されていない62戸の畜産農家の内、平成16年までに10戸が配管され接続が可能となる。

表1 東京都の牛と豚の飼養農家の下水道使用状況(法律対象規模農家)

地域	区市町	13/3調査戸数 (法律対象)	配管有		配管無	
			既接続	未接続	16年迄に	17年以

		計	牛	豚	計	%	計	自己	事業	計	13年 予定	未定	他 施設	計	%	接続可能	降迄不 可
区部	練馬区	2	2		2	100.0	2	2									
西多摩	青梅市	14	8	6	6	42.9	1		1	5		4	1	8	57.14		8
	あきる野市	14	14		6	42.9	1		1	5	1	4		8	57.14		8
	羽村市	1	1		1	100.0	1	1									
	瑞穂町	18	17	1	5	27.8	1		1	4		4		13	72.22		13
	日の出町	5	4	1	5	100.0	1	1		4	2	2					
南多摩	八王子市	28	27	1	9	32.1	8	8		1		1		19	67.86	6	13
	町田市	11	9	2	2	18.2	2	2						9	81.82	2	7
	日野市	1	1		1	100.0	1	1									
	稲城市	3	3											3	100		3
北多摩	立川市	6	5	1	6	100.0	4	1	3	2	1	1					
	府中市																
	調布市	1	1		1	100.0	1		1								
	小平市	2	1	1	2	100.0	1		1	1			1				
	国分寺市	4	3	1	4	100.0				4	1	3					
	保谷市	1	1		1	100.0	1	1									
	清瀬市	8	8		8	100.0	6	1	5	2		2					
	東久留米市	2	2			0.0								2	100	2	
	武蔵村山市	6	6		6	100.0				6		6					
合計		127	113	14	65	51.2	31	18	13	34	5	27	2	62	48.82	10	52

5. 今後の畜産環境対策の課題と対策

家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律が施行され、管理基準の施行まで余す所あと3年強となったが、施設を導入するのに、近隣の状況から開放型或いは密閉型を選択するかで苦慮している農家もある。近隣住民と軋轢を起こさないためには、発酵施設は密閉し排気は脱臭施設などを通過させるようにコントロールが出来る状況のものが良いが、補助事業無しでは資金的には困難な状況となる。

畜産農家が、点在する状況となりたい肥センター的に集中して処理することは、家畜排せつ物の運搬時間や臭気を発生させるものを集合させることは問題があり、個々の畜産農家で処理する事が望ましいと考えられる。

資源循環型畜産を実現するには、更なる耕種農家との資源循環型農業と連携が不可欠であり、畜産サイドの情報と耕種サイドの情報を交換し、たい肥の流通を促進させる必要がある。

尿については、貯蔵施設また肥料への加工技術や需要の面で問題が多く、公共下水道への放流や浄化処理後の放流が主体となると思われる。

大都市としての副産物である膨大な生ゴミや街路樹の剪定枝等の処理に苦慮している部署が存在することも事実であり、これらの部門とも連携しあらゆる方策を検討しているところである。